

○石巻市総合計画審議会条例

平成17年 7月15日 条例第305号

石巻市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、市の総合計画その他これに準ずる重要な計画の調査及び審議を行うため石巻市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会の委員は、20人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、必要な都度、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関の職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員は、当該諮問に係る答申が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会は、必要があると認めたときは専門部会を設け、特定事項の調査及び審議を付託することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の審議会の招集)

- 2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。